平成２５年（フ）第５９１号
仙台市若林区河原町２丁目１―９　ファイブメゾン大和104、住民票上の住所仙台市太白区八木山南３丁目１番地の16
破産者　杉澤　光徳
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
秋田県鹿角市十和田毛馬内字下小路54番地２
破産者　勝田眞佐子
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１３７１号
福岡市中央区平尾４丁目11番16―304号
破産者　西村　正文
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３６２号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―712号、前住所福岡市東区三苫４丁目１番33―501号
破産者　田畑　育二
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４８８号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘１丁目８番６号
破産者　マイスター・フーズこと　北村　裕介
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０４４号
札幌市手稲区西宮の沢２条３丁目６番27―102号、開始決定時の住所札幌市白石区本通16丁目北８番15―105号
破産者　林　　明仁
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１６４号
札幌市中央区北２条東２丁目１番地27　レジディア北２条イースト1502号
破産者　石　公一朗
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８号
埼玉県越谷市千間台西５丁目11番地30　ハイツアイランドⅠ203
破産者　長谷川　航
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３８１号
埼玉県越谷市大字増森2564番地
破産者　中島るり子
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４３４号
埼玉県草加市中央２丁目10番３―501号、旧住所埼玉県草加市高砂２丁目21番６―308号
破産者　原　　昌造
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
相模原市中央区上溝４丁目９番55号　メゾンオノコー203
破産者　黒澤　賢治
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２４号
新潟県柏崎市大字佐藤池新田318番地１
破産者　伊原　和幸
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
山梨県甲府市城東３丁目１番20号
破産者　丹羽　浩一
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８７号
長野県松本市笹部２丁目２番15号　サンハイツ笹部303号
破産者　伊藤　輝子
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２２２号
三重県桑名郡木曽岬町大字見入786番地３　タツダカハイツ202、開始決定時の住所愛知県丹羽郡大口町仲沖１丁目84番地１　セレーノ・ミズノ101号
破産者　大城　則仁
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５７号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝1858番地
破産者　阿蘇商店こと　廣野　道夫
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第２６９号
兵庫県高砂市米田町塩市140番地の15
破産者　下向井孝子
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４０７号
兵庫県姫路市勝原区丁163番地13
破産者　進浩工業所こと金重進こと　金　　進浩
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４２８号
兵庫県姫路市東今宿１丁目５番10―603号　ネオハイツ今宿Ａ棟
破産者　守安　紘子
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部